

請求書の押印省略に係るQ & A

1 対象となるもの

番号	質問	回答
1	押印が省略できる請求書はどのような請求書ですか。	令和4年4月1日以降に発行される請求書が対象になります。ただし、手続きの内容により、押印省略ができない請求書もございますので、提出先の担当課へご確認ください。
2	これまでどおり押印したものを提出することは可能ですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。押印された請求書は従来どおりの手続きとなります。
3	電子メールでの提出も可能ですか。	電子メールによる提出も可能です。送信後は必ず市役所の担当部署に受信確認の連絡をしてください。 ただし、法令、規則または要綱等の規定により押印や書面による提出を求めているものは対象外となります。
4	F A Xでの提出も可能ですか。	F A Xでの提出は不可といたします。

2 押印省略の方法（法人・事業所・団体等）

番号	質問	回答
5	押印省略の代替方法を教えてください。	請求書に発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び電話番号を記載してください。
6	市指定の様式以外でも押印省略が可能ですか。	可能です。ただし、発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名（フルネーム）及び電話番号を必ず記載してください。
7	発行責任者とは誰ですか。	発行部門の長などが想定されますが、役職に関わらず、請求書を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
8	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載したらよいですか。	発行責任者の欄に記載し、担当者の欄には「同上」と記載してください。
9	代表者、発行責任者、担当者が全て同じ場合は、どのように記載したらよいですか。	代表者の欄及び発行責任者の欄は必ず記載し、担当者の欄のみ「同上」と記載してください。
10	発行責任者名や担当者名は苗字のみの記載でもよいですか。	苗字のみの記載は不可となります。必ずフルネームでの記載をお願いいたします。
11	発行責任者及び担当者の役職（所属）・氏名及び電話番号は手書きでも可能ですか。	手書きも可能ですが、鉛筆等の消せる筆記用具の使用は不可です。
12	電話番号は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号を記載してください。固定電話を設置していない場合は携帯電話番号でも結構です。
13	電話番号ではなくメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合等に連絡をさせていただくことから、電話番号の記載をお願いします。 ただし、電話での対応が困難であるなど、障害者差別解消法に基づく合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレス等を記載していただいても結構です。

2 押印省略の方法（個人）

番号	質問	回答
14	個人の押印省略は可能ですか。	一部の請求書において省略が可能となります。省略可の場合、本人確認等により押印省略を行います。詳しくは手続きを行う先の各担当課へご確認ください。
15	押印省略の際に行う本人確認で提示する書類等は、写真がないものでも可能ですか。	原則写真付きのものとなりますが、写真のないもの場合、本人確認書類等を2種類提示してください。

3 電子メールでの提出方法

番号	質問	回答
16	電子メールで提出する場合、提出方法の指定はありますか。	必ずPDF形式の添付ファイルとし、担当課へ提出してください。PDF形式以外での提出やメール本文に請求内容等を記載しての提出は不可となります。 なお、送信後は必ず市役所の担当部署に受信確認の連絡をしてください。
17	電子メールで提出する場合、発行責任者、担当者の情報は、必ず請求書等の書類中に記載しなくてはならないのですか。	フォーマットの都合等により書類への記載が難しい場合は、メール本文に記載いただいても結構です。
18	押印した請求書を電子メールで提出することも可能ですか。	可能ですが、押印を省略した場合と同様の対応が必要となります。

4 その他

番号	質問	回答
19	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正可能ですか。	押印省略した請求書等については、修正不可です。お手数ですが再度作成をお願いいたします。